

自動車損害賠償責任共済約款変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
第6条 [事故の発生] (1) 共済契約者または被共済者は、第2条〔共済責任の範囲〕の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を組合に通知しなければなりません。 ① } ˘ } [略] ④ } ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合はその内容 <u>(4) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合において、第2条の損害にかかる訴訟を提起し、または提起されたときは、遅滞なく、その内容を書面または組合の指定する電磁的方法により組合に通知しなければなりません。</u> 第13条 [告知義務および告知義務違反による解除] (3) (2) 本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の書面また	第6条 [事故の発生] (1) 共済契約者または被共済者は、第2条〔共済責任の範囲〕の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を<u>書面</u>で組合に通知しなければなりません。 ① } ˘ } [略] ④ } ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合<u>または第2条の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起された場合はその内容</u> 第13条 [告知義務および告知義務違反による解除] (3) (2) 本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の<u>申出によ</u>

改 正 後	改 正 前
は組合の指定する電磁的方法による申出を受けて共済証明書の記載を訂正した場合、組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約の成立後5年を経過した場合には、これを適用しません。 (7) 共済契約者は、(2)の規定により共済契約が解除された場合には、被共済自動車検査対象外軽自動車(道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいいます。以下同じ。)または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済標章を組合に返納<u>または破棄</u>しなければなりません。	<u>り</u>共済証明書の記載を訂正した場合、組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約の成立後5年を経過した場合には、これを適用しません。 (7) 共済契約者は、(2)の規定により共済契約が解除された場合には、被共済自動車検査対象外軽自動車(道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいいます。以下同じ。)または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済標章を組合に返納しなければなりません。
第16条 [組合または共済契約者による解除] (1) 共済契約者は、(2)に規定する場合のほか、被共済自動車が次のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面<u>または組合の指定する電磁的方法</u>による通知をもって、共済契約を解除することができます。 ① } ˆ } [略] ⑦ } (2) 次のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面	第16条 [組合または共済契約者による解除] (1) 共済契約者は、(2)に規定する場合のほか、被共済自動車が次のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。 ① } ˆ } [略] ⑦ } (2) 次のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面

改 正 後	改 正 前
による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面<u>または組合の指定する電磁的方法</u>による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。 ① 〔略〕 ② 〔略〕	による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。 ① 〔略〕 ② 〔略〕
第18条 〔共済証明書等の再交付〕 （１）組合は、次の場合に共済証明書を共済契約者に再交付します。 ① 共済契約者から損傷<u>もしくは識別困難</u>となった共済証明書の提出<u>またはその証拠の提出</u>があった場合 ② 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことの<u>証拠</u>の提出があった場合 （２）組合は、次の場合に共済標章を共済契約者に再交付します。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。 ① 共済契約者から損傷<u>もしくは識別困難</u>となった共済標章の提出<u>またはその証拠の提出</u>があった場合 ② 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったことの<u>証拠</u>の提出があった場合	第18条 〔共済証明書等の再交付〕 （１）組合は、次の場合に共済証明書を共済契約者に再交付します。 ① 共済契約者から損傷<u>または識別困難</u>となった共済証明書の提出があった場合 ② 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことを<u>証する書類</u>の提出があった場合 （２）組合は、次の場合に共済標章を共済契約者に再交付します。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。 ① 共済契約者から損傷<u>または識別困難</u>となった共済標章の提出があった場合 ② 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったことを<u>証する書類</u>の提出があった場合
第20条 〔共済契約者の権利義務の承継〕	第20条 〔共済契約者の権利義務の承継〕

改 正 後	改 正 前
被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時に、その承継について組合の承認があったものとみなします。	被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を<u>書面により</u>組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時に、その承継について組合の承認があったものとみなします。